## 令和 5 年度 第 219 回佐用町農業委員会会議録

令和 5 年 8 月 21 日，午前 11 時 00 分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。
1．農業委員の出席は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 |
| 福田 範康 |  |  |  |
| 10 番 竹内 辰已 | 8 福原 正幸 | 11 番 | 間嶋 義弘 |
| 隆志 |  |  |  |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．農業委員の欠席は次のとおりです。

| 9 番 松岡 英雄 |  |  |
| :---: | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．農地利用最適化推進委員及び事務局の出席は次のとおりです。

| 1 番 吉田 将光 | 2 番 藤本 浩 | 3 番 横山 隆夫 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4 番 梅本 正見 | 5 番 陰山 哲博 | 6 番 髙本 耕作 |
|  | 8 番 春名 義高 |  |
| 10 番 柿本 美満夫 | 11 番 谷口 茂博 |  |
| 事務局長代理 衣笠 基宏 | 事務局 押田 晃英 | 事務局 波戸 雄太 |

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第1号 農地法第3条の許可申請について
（4）議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について
（5）議案第3号 非農地証明の交付申請について
（6）議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。

事 務 局 定刻となりましたので，ただいまから始めさせていただきたいと思います。それ では，会長から挨拶をよろしくお願いします。

会 長 早朝より農地パトロールにも出席いただきありがとうございました。台風 7 号に ついては，佐用町では特に出なかったと思います。15日の朝に農地を見回った後 にニュースや外を見てましたが，風や雨もほとんどありませんでした。逆に池の

水も潤してほしいくらいだったんですが，皆さんに被害がでるような状況になら ず，よかったと思います。今後，雨や猛暑など，気を付けてみなさんとがんばっ ていかないといけないと思います。
ただ今から佐用町農業委員会第 2 1 9 回8月定例会を開催いたします。本日の欠席委員は 9 番松岡委員です。したがって，ただ今の出席委員数は，10名であり ますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により，会議は成立 しております。次に，佐用町農業委員会会議規則第 1 2 条 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきます。 3 番蔭山委員と 4 番大谷委員にお願いいた します。それではただ今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和 5 年 8 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 （報告第1号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局より報告がありました。新たな利用権や所有権移転も見られませ ん。結構な面積ですが今後どうする予定なんでしょうか。
事 務 局 高齢により解除されるようで，地元でも話をしていることと思いますが，現時点 で次の耕作者は見つかっていないようです。
議 長 地権者は町外の方だし，もう8月である中での解約なので管理が心配です。今は作付けがされていないんでしょうか。

吕田 委員 場所が分かりませんが，組合やうちがいつでも預かれるので，心配はないと思い ます。
事 務 局 大酒にも地域計画の説明会に行きましたが，このような問題があると聞いており ます。この地区の組合は法人ではなく利用権が設定できないので，組合員の名前 で利用権設定して，組合でブロックローテーションで回していっていますが，今後こういったケースが増えてくると思いますので，地元で対応を考えているとこ ろです。
議 長 ほかに意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，報告第1号の案件につきましては，承認されました。次に議案第 1 号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局よ り説明を願います。
事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 5 年 8 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第1号，議案書をもとに朗読）
議
長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1番の案件につきまして，間嶋

委員より説明を願います。
間嶋 委員 議席番号 8 番の間嶋です。議案第 1 号 1 番の案件について説明します。資料は 1 ページからです。現地確認は 8 月 10 日 13 時 20 分から事務局の波戸さん， と私で行いました。申請場所は地図にありますように，下秋里集落 に入り，すぐ左側の道路沿いに位置しています。申請の経緯ですが，譲渡人は町外在住で管理をすることができないことから，隣接地に自宅がある譲受人が借り て耕作されていました。相談の中で譲受人が引き続き経営耕作したいとのことで話がまとまり今回の申請になりました。3条許可基準に関する事項ですが，譲受人 は全てにおいて問題なく，特に地域との役割分担の状況についても地域農業の維持発展のついての活動への参加，農道，水路，ため池など共同利用施設の取り決 め順守，獣害対策への積極的な参加など，周辺農家と協力し地域農業が円滑に進 むよう協力され，継続的な経営耕作となりますので問題ありません。以上を踏ま えまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろし くお願いいたします。

議
委
議
委
議

長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）
長 意見等が無いようですので，1番の案件について承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，1番の案件については承認されました。続いて，2番の案件につきま して，古川委員より説明を願います。
委員 議席番号 13 番の古川です。議案第 1 号 2 番の案件について説明します。資料は 9 ページからです。現地確認は8月10日 14 時から事務局の波戸さん， さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，上津中学校登校坂校門前の近辺に 5 筆あります。申請の経緯ですが，譲渡人の平田さ んは現在佐用町内に住んでいますが，農地の管理は今後も困難となっており，申請地の近くに住んでいる譲受人に農地購入の相談をしたところ，話がまとまり，今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが，譲受人は今までも申請地の 1 部を借り受けて野菜の栽培をされていましたが，今後は果樹も取り入れ て管理してゆきたいとのことで問題ないと思います。他に問題となるようなこと もありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えま すのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。員（ありません）
長 意見等が無いようですので，2番の案件について承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，2番の案件については承認されました。次に議案第 2 号「農地法第 5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局よ

り説明を願います。
事 務 局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年8月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1 番の案件につきまして間嶋委員より説明を願います。
間嶋 委員 議席番号 8 番の間嶋です。議案第 2 号 1 番の案件について説明します。資料は 21 ページからです。現地確認は 8 月 10 日 13 時 20 分から事務局の波戸さん， さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，下秋里集落に入り，すぐ左側の道路沿いに位置しています。申請の経緯ですが，さきほど の 3 条申請の案件と同時申請となっております。申請者は本年に農業大学を卒業 し，4月から施設いちご栽培を主とした農業経営を行らため就農されました。こ のたび，本件土地といちご栽培圃場を同時に取得し，ハウスいちごの栽培出荷を計画されています。本件土地は隣接付帯施設として選果出荷場，直売所，トイレ，栽培のための資材置場，駐車場用地に転用したいとのことで今回の申請となりま した。立地条件による判断については，申請地は農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申請により，用途区分を農業用施設用地に変更されています。ま た，本土地以外に周辺の土地で目的を達成できる土地はありません。一般基準に ついても資力，信用については金融機関の残高証明により確認し，計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ，周辺農地への影響等についても隣接者，自治会長，水利代表者の同意書も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，1番の案件については承認されました。次に議案第3号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和 5 年 8 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1 番の案件につきまして安本委員より説明を願います。
安本 委員 議席番号 5 番の安本です。議案第 3 号 1 番の案件について説明します。資料は 32

ページからです。現地確認は 8 月 9 日 10 時から事務局の押田さん， さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 373号線を北上し，上石井を右折し県道 556 号線を 3 k mほど進んだ県道の左側にあ ります。申請の経緯ですが，当地は台風などの大雨時にたびたび土石流が発生し て県道に流出し，交通遮断することがあったため，治山事業が実施されることに なり，その過程で保安林指定の手続きを進める中で，申請地が現況山林にも関わ らず地目は畑のままであることが判明したため，今回の申請に至りました。現地 の状況ですが，昭和 51 年ごろには耕作をやめており，現況は山林となっています。 さきほどのことは，非農地証明の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思いま す。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

竹内 委員 議席番号 7 番の竹内です。議案第 3 号 2 番の案件について説明します。資料は 42 ページからです。現地確認は8月10日 14 時 40 分から事務局の波戸さん行政書士 のさんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，金屋集落の申請者宅の隣接土地になります。申請の経緯ですが，申請人は に住んで おり，現在母親が に住んでいますが，この度，父親が亡くなり，長男という ことで相続することになりました。その際，申請地の地目が農地であることが判明し，地目変更を行いたいとのことで申請に至っています。現地の状況ですが，1筆は昭和 49 年に離れとして住居を新設，平成 13 年に増設しました。次の筆は母屋及び離れへの進入路として整備されています。残り 1 筆は農業用倉庫として平成 4 年に新築され，現在は完全に宅地であります。さきほどのことは，非農地証明の審査基準3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたし ます。
長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）
議
長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）
長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，2番の案件については承認されました。続いて，1 番の案件につきま して竹内委員より説明を願います。

長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。

古川 委員 議席番号 13 番の古川です。議案第 3 号 3 番から 6 番の案件について説明します。資料は 52 ページからです。現地確認は 8 月 10 日 14 時から事務局の波戸さん， さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，姫新線播磨徳久駅南及び上津中学校登校坂付近にあります。申請の経緯ですが，申請人は令和 3 年に相続により申請地を取得しましたが，申請地の現況が農地以外 であったにも関わらず，地目が農地のままであったため，今回の申請となりまし た。現地の状況ですが，3番の申請地は農道の一部となっています。 4 番の申請地 は倉庫が建っており，宅地となっています。 5 番の申請地は，以前は建物が建って いましたが現在は取り壊され，更地となっていますが，土地の状況は農地に戻す のには非常に困難な状態です。6番の案件は資料写真のとおり山林状態になってい ます。さきほどのことは，非農地証明の審査基準3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますの でご審議のほどよろしくお願いいたします。
員（はい）
長 それでは， 2 番の案件については承認されました。続いて， 3 番から 6 番の案件 につきまして古川委員より説明を願います。

長 審議については 1 件ずつ行います。 3 番の案件につきまして，現況が公衆用道路 となつており，売買目的があると見受けられますが，非農地証明後の売買で公衆用道路が通れない等の問題まで考慮する必要はないと思います。何か意見等あれ ばお願いします。
員（ありません）
長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは， 3 番の案件については承認されました。続いて， 4 番の案件につきま して，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）
長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは， 4 番の案件については承認されました。続いて， 5 番の案件につきま して，何かご意見質疑ございませんか。

員（ありません）
長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，5番の案件については承認されました。続いて，6番の案件につきま して，何かご意見質疑ございませんか。

員（ありません）
長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，6番の案件については承認されました。続いて，7番と8番の案件に つきまして金谷委員より説明を願います。

金谷 委員 議席番号 11 番の金谷です。議案第 3 号 7 番の案件について説明します。資料は 85 ページからです。現地確認は 8 月 10 日 15 時 30 分から事務局の波戸さん， さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，1筆は国道 179 号線 J R 三日月駅から東へ 100 m ほどのところを右折し，角亀川を渡り山側へ 100 ほど行ったところにあります。残り 2 筆は国道 179 号桜橋の信号より東 50 m ほど行き，右折して角亀川を渡り，谷を 100 m ほど入ったところになりま す。申請の経緯ですが，申請人は遠方に住んでおり，土地の管理が難しいことか ら今回町の山林引き取り制度に申請しようとしたところ，申請地の地目が農地で あったことに気づき，今回の申請となりました。現地の状況ですが，植林，放置 され写真のとおり山林化しております。さきほどのことは，非農地証明の審査基準3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまり ます。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件につい ては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて議案第 3 号 8 番の案件について説明します。資料は 96 ページからです。現地確認は 8 月 10 日 16 時から事務局の波戸さん，申請者と私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 179 号線から千種新宮線を北へ 5 km ほど行き，志文集落から右側の末谷へ行き，100mほどの谷にあります。申請の経緯で すが，申請人は町外に住んでおり，土地の管理が難しいことから今回町の山林引 き取り制度に申請しようとしたところ，申請地の地目が農地であったことに気づ き，今回の申請となりました。現地の状況ですが，昭和50年ごろに植林され写真 のとおり山林化しております。さきほどのことは，非農地証明の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。こ のことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，7番の案件については承認されました。続いて，8番の案件につきま

して，何かご意見質疑ございませんか。

委
議 長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委
議 長 それでは，8番の案件については承認されました。次に，議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたしま す。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和5年8月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第4号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，説明がありましたような集積計画となっています。何かご意見質疑ござ いませんか。
員（ありません）
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，議案第 4 号は，原案どおり決定いたします。それでは，本日の議案審議につきましては，以上をもちまして終了いたします。
（午前 11 時 45 分 閉会）

令和 5 年 8 月 21 日

